

⑬ 法 務 省

法人名	日本司法支援センター(平成18年4月10日設立) (理事長:梶谷 剛) ※平成18事業年度評価から、独立行政法人同様に評価を実施。
目的	内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることに鑑み、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者(弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。)のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援(以下「総合法律支援」という。)に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。
主要業務	1 法制度、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する情報提供業務。2 資力の乏しい方に対し、無料法律相談を行い、必要な場合、裁判費用や弁護士又は司法書士の費用の立替えを行う民事法律扶助業務。3 国選弁護人等になろうとする弁護士との契約、国選弁護人等候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護人等に対する報酬・費用の支払いなどを行う国選弁護等関連業務。4 法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向けた司法過疎対策業務。5 犯罪被害者等支援の情報収集、刑事手続への適切な関与、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務。6 東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う震災法律援助業務。
委員会名	日本司法支援センター評価委員会(委員長:伊藤 真)
分科会名	—
ホームページ	法人: http://www.houterasu.or.jp/ 評価結果: http://www.moj.go.jp/content/000115155.pdf
中期目標期間	4年間(平成22年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	評価項目	H22年度	H23年度	H24年度	備考
<総合評価>	—	—	—	<総合評価>		—	—	1. 18年度から21年度まではA、B、Cの3段階評価。22年度からはA、B、Cの3段階評価。ただし、B評価については、委員の協議により、必要に応じて、業務の実績が比較的良好な場合にはB+と評価できるものとする。 2. 中期目標に係る業務の実績に関してはA、B、Cの3段階評価。ただし、委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合にはA+と評価できる。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>				<項目別評価>				
1. 総合法律支援の充実のための措置				1. 総合法律支援の充実のための措置				
(1) 総括	A×2 B×3	A×2 B×3	A×2 B×3	(1) 業務運営の基本的姿勢等	A×4 B+×1 B×1	A×5 B×1	A×5 B×1	
(2) 情報提供・関係機関連携強化	A×2	A×2	A×1 B×1	(2) 組織の基盤整備等	A×3 B+×2 B×4	A×3 B+×4 B×2	A×3 B+×5 B×1	
(3) 民事法律扶助	A×1 B×1	A×1 B×1	A+×1 B×1	(3) 外部機関等との関係	A×4	A×4	A×4	
(4) 国選弁護人確保	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	2. 業務運営の効率化				
(5) 司法過疎対策	B	B	B	(1) 総括	A×2 B×2	A×1 B+×1 B×2	A×2 B×2	
(6) 犯罪被害者支援	A	A×2	A+	(2) 情報提供・犯罪被害者支援	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B+×1	
2. 業務運営の効率化				(3) 民事法律扶助・国選弁護人等確保	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(1) 総括	A	A	A	(4) 司法過疎対策	B	B	B	
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	A×2	A×2	A×2	3. 提供するサービスその他の業務の質の向上				
(3) 民事法律扶助・国選弁護人確保	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	(1) 情報提供	A×5 B×2	A×5 B+×2	A×5 B+×2	
(4) 司法過疎対策	B	B	B	(2) 民事法律扶助	A×2 B+×1 B×2	A×2 B+×3	A×2 B+×3	
3. 提供するサービスその他の業務の質の向上				(3) 国選弁護人等確保	A×3	A×3	A×3	
(1) 情報提供	A×2	A×2	A×2	司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2) 民事法律扶助	B×2	B×2	B×2	(5) 犯罪被害者支援	A×5	A×5	A×5	
(3) 国選弁護人確保	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	4. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画				
(4) 犯罪被害者支援	A×4	A×4 B×1	A+×1 A×3	(1) 総括	B	B	B	
(5) 司法過疎対策	A	A	A	(2) 民事法律扶助	B+×2	B+×2	B+×2	
(6) 関係機関連携強化	A	A	A	(3) 司法過疎対策	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	
4. 財務内容の改善	A×2 B×1	A×2 B×1	A×1 B×2	(4) 財務内容の公表	B	B	B+	

5. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	(5) 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A
6. 短期借入金の限度額	—	—	—	5. 短期借入金の限度額	—	—	—
7. 重要な財産の譲渡等	—	—	—	6. 重要な財産の譲渡	—	—	—
8. 剰余金の使途	—	—	—	7. 剰余金の使途	—	—	—
9. その他業務運営に関する事項				8. その他業務運営に関する事項	A	A	A
(1) 施設・設備に関する計画	A	A	A				
(2) 人事に関する計画	B	B	B				

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)	
<ul style="list-style-type: none"> 評価できる点としては、前年度に引き続き、東日本大震災に係る被災者支援が挙げられる。平成 24 年度は、震災特例法の施行に伴い、震災法律援助が開始されるとともに、目標であった7つの被災地出張所の設置が完了し、被災者に対する法的支援体制が整った。また、その支援においても、各種専門家と連携したワンストップ相談やテレビ電話を利用した法律相談など、新たな試みが実施されるなど、被災者支援に対する取組は大いに評価できる。もっとも、被災地におけるこれら取組の中には、今後の更なる法的ニーズのくみ上げ等拡充が望まれる点もあることから、一層の取組を期待する。 通常業務においても、常勤弁護士等必要な人員の確保に努めるとともに、職員等に対して充実した研修を行うなど、量・質ともに向上を図っている点や、支部等の統合により合理化を図っている点などについては評価すべきである。ただ、支援センターの重要な業務として今後期待されている司法ソーシャルワーク事業を担っていくだけの体制作りは未だ構築されておらず、常勤弁護士の増員等必要な取組を推し進めていくことが望まれる。 前年度の課題であった民事法律扶助の立替金債権の効率的な回収に関し、平成 24 年度に新たな体制及びシステム構築がなされたことは評価できる。今後は、システムの運用と債権管理の実務とをどのように対応させて成果を上げていくのかに期待したい。 一方で、全国レベルにおける支援センターの認知度の上昇は微増に止まり、支援センターの業務内容まで知っているという実質的な認知度は低下している点が挙げられる。この点につき、支援センターが問題意識を持ち、効果的な広報活動をするべく工夫を行っていることは承知しているところではあるが、今後は、例えば、支援センターの存在や業務内容を知って欲しい層に的を絞った形での広報を実現するなど、更なる工夫を凝らすことを期待する。 	

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	日本司法支援センターの業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の基本的姿勢	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 認知度調査結果(平成 24 年 12 月実施) 認知度(法テラスを知っていると回答した人の割合):42.4%(平成 23 年度比 0.3%増) Twitter(ツイッター)による広報に向けた準備(平成 25 年 4 月 1 日運用開始) 被災3県で放送している政府広報枠のテレビ及びラジオ番組で、震災特例法に関する支援センターの被災者支援策について放映(平成 24 年 6 月及び同年 9 月)。 	<ul style="list-style-type: none"> 「Twitter」を利用した広報に向けた準備を進めたり、種々の関係機関と連携した広報活動に取り組むなど、認知度向上に向けた努力を行っている点は、一定の評価がされるべきであるが、結果として認知度の上昇は微増にとどまっていることや、支援センターの業務内容まで知っているという実質的な認知度が低下している。 今後は、関係機関との連携を更に密にし、支援センターの存在や業務内容を知って欲しい層に的を絞った形での広報や、具体的活動に則したマスメディアの有効活用等、多面的な工夫を凝らした効果的な広報活動の実施が望まれる。
業務運営の効率化総括	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 常勤弁護士の新規配置:地方事務所3か所、地域事務所1か所 常勤弁護士の増員配置:地方事務所8か所、地域事務所3か所 地域の関係機関との連携に関するマニュアル等を作成して常勤弁護士に配布。 岩手県内に1か所及び福島県内に2か所の被災地出張所を新設。 法テラス三河法律事務所を愛知地方事務所三河支部が入居する岡崎市役所庁舎に移転。 	<ul style="list-style-type: none"> 11 地方事務所及び4地域事務所に新たに常勤弁護士を配置・増員したほか、常勤弁護士を地方自治体や社会福祉法人に研修派遣するなど、新しい取組を行っていることは評価できる。 被災地における被災者の法的ニーズに応えるため、関係機関と粘り強く交渉して、平成 24 年度には被災地出張所を3か所新設し、被災地出張所の設置目標を達成したことは高く評価できる。このほか、法テラス三河法律事務所を愛知地方事務所三河支部が入居する岡崎市役所庁舎に移転させて、運営の効率化と経費削減を図るなど、支部や主張所の効果的かつ効率的な業務運営を行っている。
民事法律扶助・国選弁護士等確保 民事法律扶助	2(3) 3(2) 4(2)	<ul style="list-style-type: none"> 民事法律扶助と震災法律援助の合計件数 314,535 件 (対平成 23 年度比 34,146 件増) 震災法律援助事業の実績 震災法律相談援助 42,981 件 震災代理援助 2,699 件 震災法律援助業務に係る関連規程・マニュアル・書式の整備、説明会の開催、契約弁護士・司法書士の確保、代理援助等の申込みに際し提出する資料等についての柔軟な運用 民事法律扶助制度の利用促進ワーキングチームの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 震災特例法に基づいて新たに開始された震災法律援助業務への取組姿勢は評価できるものの、震災法律援助業務においても通常の民事法律扶助業務が少なく、その原因分析が未了である。特に、震災法律援助については、法律相談援助が代理援助にも結びついているとは言い難い状況にあり、それらの原因分析とそれを踏まえた取組がなされることを期待する。

		<ul style="list-style-type: none"> 債権管理システムの稼働により、償還方法や生活状況等を踏まえた属性の付与、滞納ステージの設定、属性や滞納ステージに応じた督促対象者の検索、償還予定表の作成、督促履歴の管理が可能となった。 督促の実績：償還金額99億8,236万円(平成23年度比 3.6%減。震災法律援助分を含む。) (うち、コンビニ督促による償還6億3,900万円、郵便督促による償還1億100万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度は、立替金の償還を専属的に実施する民事法律扶助第二課を新設し、債権管理システムを稼働させ、地方事務所における債権管理回収計画の充実、コンビニ督促の対象範囲拡大、自宅訪問の全国展開、支払督促の申立て、電話督促の強化、免除手続の迅速化を図るなど、支援センター全体で立替金債権等の管理・回収に関する取組を強化している点は評価できるが、これらの取組が償還額の増加に反映されるには至っていない。今後は、各地方事務所が策定した立替金債権等の管理・回収計画につき、債権管理システムの採用により得られた情報を基に、その回収状況・効果等の数値的な検証を行った上で、その検証結果に基づく評価を各地方事務所に対してフィードバックするとともに、計画の見直しを更に進めていくことが必要と思われる。
情報提供・犯罪被害者支援 情報提供	2(2) 3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 曜日・時間帯ごとの入電傾向を把握、件数予測に基づくオペレーターの配置人員の決定。 法律相談援助を希望する利用者について、コールセンターにおいて資力要件を確認の上、地方事務所に転送する運用を開始。 情報提供件数に占めるコールセンターでの対応件数の割合：60.9%(対前年度比微減) ホームページの掲載、政府広報、東日本大震災の被災地の新聞への折り込みチラシの配布等の広報により、震災法テラスダイヤル(フリーダイヤル)を案内。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に比べて、若干ではあるが、運営経費が削減されたことに加え、コールセンターの受電傾向を分析してオペレーターの出勤シフトを調整し、受電率を維持したまま余剰人員の発生を防止するとともに、民事法律扶助の資力要件を確認する取組を始めるなど、利用者の利便性の向上にも配慮した、効率的な業務運営に向けた取組状況は良好であると認められる。 東日本大震災の被災者専用フリーダイヤルを設置した上、新聞折込広告等でその周知を図り、コールセンターから地方事務所への内線転送を実施することで、利用者にとっての利便性を向上させ、コールセンターの利用の促進を図っている点は評価できる。
司法過疎対策 司法過疎対策を含む 常勤弁護士に関する業務	2(4) 3(4) 4(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度新規配置 地方事務所3か所、地域事務所1か所 平成24年度増員配置 地方事務所8か所、地域事務所3か所 平成24年度地域事務所における受任事件数 4号有償事件：平均約36%(1,063件) 民事法律扶助事件：平均38%(1,126件) 国選弁護・付添事件：平均26%(746件) 司法過疎地域事務所の事業収益 平成24年度 337,945千円 (平成23年度比11%減) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度における司法過疎地域事務所の新設は1か所にとどまっている上、これを含む15か所の事務所に常勤弁護士を新規配置又は増員配置を実施したものの、未だ実質ゼロワン地域を含む司法過疎の問題は解消されておらず、常勤弁護士の複数配置についての取組も十分とはいえない。今後も引き続き、必要な地域に法律事務所を設置し、必要に応じた複数の常勤弁護士の配置に努めるなど、体制整備に向けた取組を推進していく必要がある。 平成24年度の司法過疎地域事務所の有償事件受任数は前年度より増加したものの、その事業収益は前年度に比べて約11%減少しており、これは、平成23年度の減少(約12%)に引き続いての減少である。引き続き、有償事件収入の増加に向けた積極的な取組に期待する。
犯罪被害者支援	3(5)	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者支援に精通している弁護士の ・確保状況：H25.4.1 現在 2,454人 (H24.4.1 現在 2,364人) ・紹介実績：平成24年度 1,013件 (平成23年度 877件) コールセンター犯罪被害者支援ダイヤルオペレーターへ意見聴取を実施。オペレーターから要望のあった精通弁護士取次ぎ後の地方事務所の対応に関する情報共有。 犯罪被害者支援ダイヤルオペレーター研修において、DV、性犯罪・性暴力の被害者対応についての研修を実施。精通弁護士が実際の受任事件の弁護活動についての講義を実施。 一般ダイヤルのオペレーターの中で犯罪被害者対応に適性のある者に対して、犯罪被害者支援に関する研修を実施。 地方事務所(東京、埼玉、愛知、兵庫、富山)におけるDVの専門相談の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 精通弁護士の確保、その紹介実績とも、前年度を上回っており、支援センターに寄せられた精通弁護士に対する意見・苦情を日本弁護士連合会に提供するなど、関係機関と連携して、犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上を図っており、全体としての取組状況は良好と評価できる。 全地方事務所・支部の職員を対象にした職員研修を実施し、犯罪被害者の心情に配慮した対応について職員間で情報を共有し、犯罪被害者支援に関する職員全体の質の向上と提供するサービスの均質化及び業務の効率化を図った。地方事務所が参加した関係機関等が開催した研修に関して報告を求め、その取りまとめ結果を全職員が閲覧できるよう掲示することは、報告者が研修内容の理解を深めることに役立つとともに、被害者対応の質の均質化・向上を図るためには大変有効と認められる。また、コールセンターにおいては、犯罪被害者支援オペレーターから意見を聴取するなど、オペレーター対応の充実を図ったほか、地方事務所において実施している精通弁護士紹介は、ほぼ即日又は翌日に完了しているなど、被害者に寄り添った対応を心掛けているといえ、犯罪被害者の心情に配慮した適切な情報提供の実施に向けた取組状況は良好と評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

・該当なし